令和元年第１２回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

１　開催日時　　令和元年１２月５日（木）午後３時００分から午後３時２５分
２　開催場所　　栄町役場庁舎５階第１会議室
３　出席委員（７名）

会　　長	８番　大野　久男
会長職務代理者	７番　朝倉　友子
委　　員	１番　芝野　茂
	２番　長谷川　貴子
	３番　杉田　裕
	４番　小川　博
	５番　岩井　秀喜
	６番　鈴木　薫

４　欠席委員　　なし

５　議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　会議書記の指名
第３　議事
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
議案第３号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第１号　農地法第５条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
そ　の　他

６　出席職員
農業委員会事務局長　　奥野　陽一
農業委員会事務局次長　小川　浩昭
農業委員会事務局主査　青木　秀直

７　出席農地利用最適化推進委員（６名）
日暮　秀男　　竹本　昌男　　麻生　洋　　藤﨑　敦之　　加藤　昌宏
中島　義晴

◎開会　　午後３時００分開会

○事務局長（奥野陽一）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和元年第１２回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員８名中８名出席ですので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第１の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、４番　小川博委員、５番　岩井秀喜委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第２の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号１について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）

それでは、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１、場所については、２ページをご覧ください。

農地の所在は、三和字沖耕地、地目は登記簿・現況共に田、面積は２，２１１㎡他３筆で、合計２，８９８㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

権利は所有権移転の有償、譲受人の労力総数は４人、申請事由は、譲渡人が残存小作地の処分及び規模の縮小、譲受人が残存小作地として耕作している農地及び隣接農地を購入して規模の拡大を図るものです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第３条の許可を申請したものです。

それでは、農地法第３条第２項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。
耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第１号の全部効率利用要件及び、同項第４号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。
次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第２号の法人要件及び第３号の信託の禁止は該当いたしません。
次に、譲受人の耕作面積は５０アールを超えておりますので、同項第５号の下限面積要件は問題ありません。
次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第６号の転貸等の禁止は該当いたしません。
最後に、同項第７号の地域との調和要件ですが、申請地の周辺は水田地帯になり、譲受人は許可後も、水稲を作付けする計画なので、問題ないと思われます。
以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○２番（長谷川貴子）
今回、申請された三和の農地については、現地を確認したところ周りが水田地帯で、適正な管理が行われている状況で、問題はないと思われます。

○議長（大野久男）
続いて、農地利用最適化推進委員の中島さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中島義晴）
特に問題ないと思われます。

○議長（大野久男）
説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第１号整理番号１を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第１号整理番号１については、許可することに決定しました。

○議長（大野久男）
次に、議案第２号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号１について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）
それでは、３ページ、議案第２号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。
整理番号１　場所につきましては、６ページをご覧ください。
農地の所在が安食字葭河原、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は９５４㎡です。譲渡人、譲受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。
所有権の移転時期と引渡時期は令和元年１２月２０日となっております。
本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の所有権移転をするもので、譲受人は、町の認定農業者に登録されており、今後も規模拡大を目指す意欲があり、周辺の地域の農地利用に支障を生ずる恐れはないと考えます。
このことから、今回の利用集積計画は、町で定める基本的な構想に適合し地域との調和要件は問題ないと思われます。
また、譲受人の営農状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て常時農作業従事要件及び全部効率用要件は問題ないと思われます。
以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第２号整理番号１を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
挙手全員、よって、議案第２号整理番号１については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）
続いて、整理番号２について、事務局の説明を求めます。なお、整理番号２については、芝野委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（奥野陽一）
　整理番号２　場所については、７ページをご覧ください。
　農地の所在が安食字米ノ内、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は１，５６１㎡です。譲渡人、譲受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。
　所有権の移転時期と引渡時期は令和元年１２月２０日となっております。
　本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の所有権移転をするもので、譲受人は、町の認定農業者に登録されており、今後も規模拡大を目指す意欲があり、周辺の地域の農地利用に支障を生ずる恐れはないと考えます。
　このことから、今回の利用集積計画は、町で定める基本的な構想に適合し地域との調和要件は問題ないと思われます。
　また、譲受人の営農状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て常時農作業従事要件及び全部効率用要件は問題ないと思われます。
　以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
　発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
　議案第２号整理番号２を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって、議案第２号整理番号２については、原案のとおり決定しました。芝野委員は、入室し着席をお願いします。

　○議長（大野久男）
　次に、議案第２号整理番号３から整理番号５までについては、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）
　それでは、整理番号３から整理番号５までについてご説明いたします。
　はじめに、整理番号３　場所については８ページから１０ページをご覧ください。
　農地の所在が安食字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は４３４㎡他１１筆で、合計２３，９９４㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

期間は、令和元年１２月２０日から令和１１年１２月１９日までの１０年間となっております。
続いて、整理番号４　場所については１１から１２ページをご覧ください。
農地の所在が安食字前新田、地目は登記簿・畑、現況は田で、面積は９７５㎡他３筆で、合計７，６５１㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。
期間は、安食地先が令和元年１２月２０日から令和１１年１２月１９日までの１０年間で、酒直地先は令和元年１２月２０日から令和２１年１２月１９日までの２０年間となっております。
続いて、整理番号５　場所については１２ページをご覧ください。
農地の所在が酒直字船戸埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は２，３４０㎡です。内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。
期間は、令和元年１２月２０日から令和２１年１２月１９日までの２０年間となっております。
なお、整理番号３から整理番号５までと次の議案第３号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積です。
農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人　千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。
本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により３名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。
以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第２号整理番号３を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
挙手全員、よって、議案第２号整理番号３については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）
次に、議案第２号整理番号４を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって議案第２号整理番号４については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）
　次に、議案第２号整理番号５を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって、議案第２号整理番号５については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）
　次に、議案第３号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号１について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）
　それでは、１３ページ、議案第３号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、整理番号１について、ご説明いたします。
　場所については、８ページから１０ページをご覧ください。
　農地の所在が安食字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は４３４㎡他１１筆で、合計２３，９９４㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。
　１０アール当たりの賃借料は１．５俵、期間は令和元年１２月２０日から令和１１年１２月１９日までの１０年間となっております。
　本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人　千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。
　この借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。
　以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
　発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
　議案第３号整理番号１について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって、議案第３号整理番号１については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）
　続いて、整理番号２について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）
　整理番号２について、ご説明いたします。
　場所については、１１ページをご覧ください。
　農地の所在が安食字前新田、地目は登記簿・畑、現況は田で、面積は９７５㎡他１筆で、合計１，２７９㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。
　１０アール当たりの賃借料は１．５俵、期間は令和元年１２月２０日から令和１１年１２月１９日までの１０年間となっております。
　本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人　千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。
　この借受人については、地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。
　以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
　発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
　議案第３号整理番号２について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第３号整理番号２については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）
続いて、整理番号３について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）
整理番号３について、ご説明いたします。
場所については、１２ページをご覧ください。
農地の所在が酒直字船戸埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は２，８９２㎡他２筆で、合計８，７１２㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。
１０アール当たりの賃借料は１．５俵、期間は令和元年１２月２０日から令和２１年１２月１９日までの２０年間となっております。
本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人　千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。
この借受人については、地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。
以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第３号整理番号３について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
挙手全員、よって、議案第３号整理番号３については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）
次に、報告第１号　農地法第５条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）
　それでは、１５ページ、報告第１号　農地法第５条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明について、ご説明させていただきます。
　場所につきましては、１６ページをご覧ください。
　本件は、申請人より令和元年１０月２５日に工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第６条第１４号の規定により専決処分したため報告するものでございます。
　申請地は、酒直字宮前、地目は登記簿・現況共に畑、他１筆、合計７０６㎡で、転用目的は、太陽光発電施設用地になります。
　太陽光発電施設用地として農地転用の許可を得た案件で、工事完了の報告があったため令和元年１０月３１日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものです。
　以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
　この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。
（挙手なし）

○議長（大野久男）
　発言がないようですので、以上で報告第１号を終わります。

○議長（大野久男）
　次に、報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（奥野陽一）
　それでは、１７ページ、報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご説明させていただきます。
　場所につきましては、２ページをご覧ください。
　整理番号１、農地の所在が三和字沖耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は、２，２１１㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。
　また、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日につきましては、令和元年１１月２５日となっております。
　本件は、残存小作農地について、貸付人、借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ小作を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。
　以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
発言がないようですので、以上で報告第２号を終わります。

○議長（大野久男）
以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
よろしいですか、それでは以上をもちまして令和元年第１２回総会を閉会します。

○事務局長（奥野陽一）　起立、礼。お疲れ様でした。

午後３時２５分閉会